

新居浜工業高等専門学校物品検査実施要項

平成 25 年 10 月 22 日 要項第 6 号

平成 27 年 7 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成 16 年高専機構規則第 39 号）第 35 条及び新居浜工業高等専門学校物品管理規程（以下「規程」という。）第 19 条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校における物品検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査)

第 2 条 検査は、毎年実施するものとする。

- 2 物品管理責任者が配置換え、退職等で本校を離職する際は、当該責任者の離職日までに 1 項の検査とは別に、検査を実施するものとする。
- 3 その他、校長が必要と認めた場合は、臨時に検査を実施するものとする。

(検査対象)

第 3 条 前条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する検査において対象とする物品は、独立行政法人国立高等専門学校機構が作成の「物品検査マニュアル」で定める物品検査の範囲のとおりとする。

- 2 前条第 4 項に規定する検査において対象とする物品は、その都度決定するものとする。
- 3 物品管理責任者が配置換え、退職等で本校を離職する際に実施する検査の対象物品は、当該責任者が使用責任を負っているすべての物品とするものとする。
- 4 臨時検査における対象物品は、その都度決定するものとする。

(検査員)

第 4 条 校長は、物品検査員（補助員）命免簿（別紙第 1 号様式）により、その都度検査員を命ずるものとする。

- 2 校長は、必要があるときは補助員を指定することができる。

(検査報告)

第 5 条 検査員は、検査を完了したときは、規程第 17 条に定める物品管理状況検査書により物品管理役を通じて校長に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成 25 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

